

申請に必要な書類

申請には、次の書類が必要です。

(1) (2) は、区ホームページからもダウンロードできます。

- (1) 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）レベル診断チェックシート
※すべての分野についてご記入ください。
- (3) 就業規則、その他関連規程（育児・介護休業規程など）
- (4) 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等

例：次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」、
取組・制度の社内周知メールや通知文の写し、
育児休業等申請書（年次有給休暇の取得実績のわかる書類）の写し 等

(5) 会社概要がわかるパンフレット等

(6) (3)～(5) のデータ（CD-R等に格納し、企業名を記入の上ご提出ください。）

※このほか、申請書類提出後に、追加して資料提出等をお願いする場合があります。
御協力をお願いします。

申請・問合せ先

〒108-0014 港区芝五丁目36番4号 港区産業・地域振興支援部産業振興課

☎ 03 (6435) 4601

申請に関する事項等、詳しくはお問い合わせください。



所在地 芝5-36-4

アクセス ■ JR「田町」駅 三田口（西口）から徒歩4分
■ 都営三田線・浅草線「三田」駅 A3、A4出口から徒歩4分



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は古紙を活用した再生紙を使用しています。

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちが真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいと誇りを持ちつくりながら生きています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区 ワーク・ライフ・バランス

推進企業認定事業

<申請要領>

～働きやすい職場の実現に取り組む企業の皆さまへ～

港区では、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業を認定し、その取組を応援します！

令和4（2022）年度の認定申請受付期間

令和4（2022）年4月18日（月）～6月30日（木）



「りふう」
認定企業マーク

港区が
認定企業をPR!

港区との
契約で優遇!

名刺やホームページに
「認定企業やロゴマーク」を
入れてイメージアップ!

お得な情報が
もらえる!



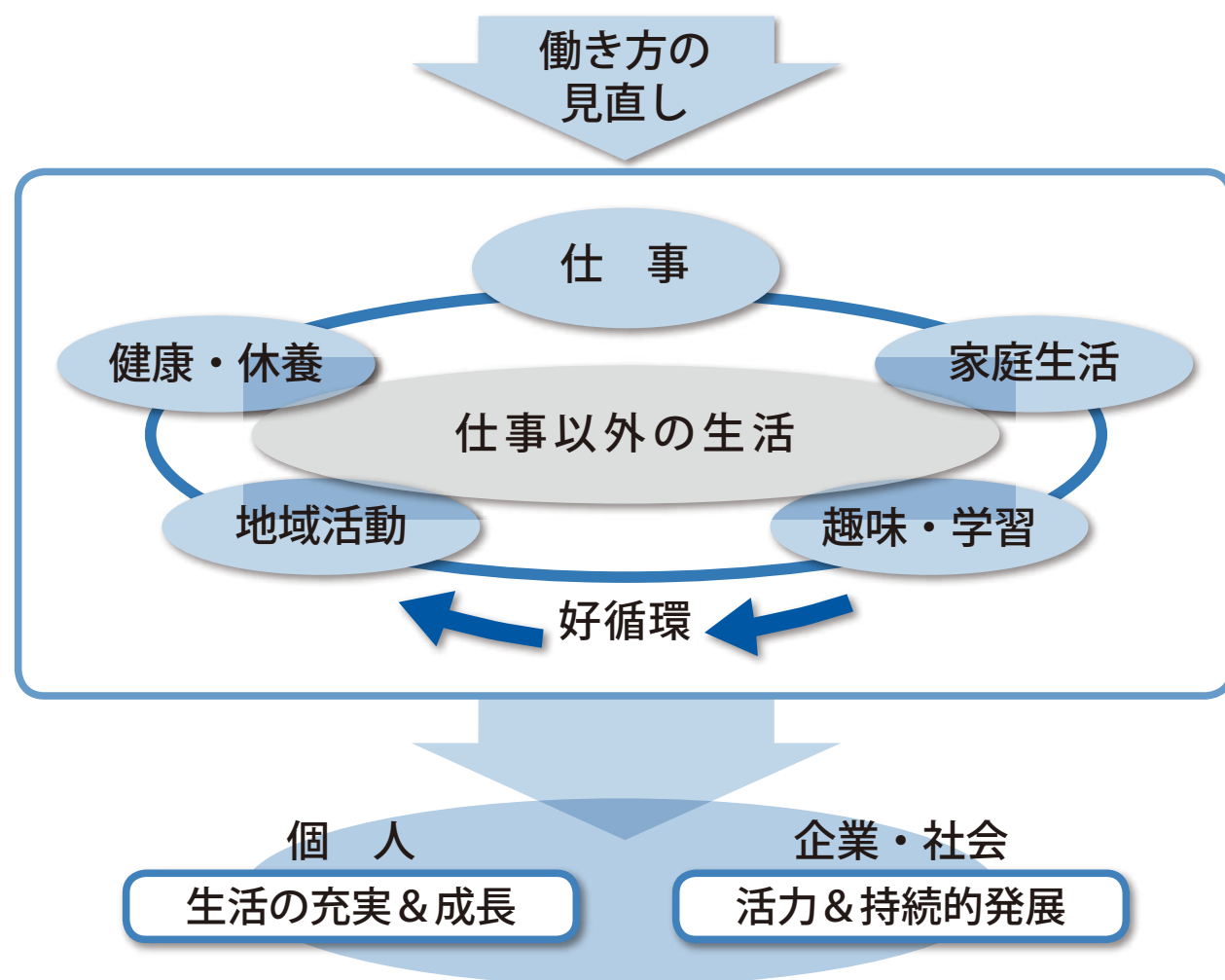
ワーク・ライフ・バランスについて P2
令和3年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介 ... P3
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業とは ... P4
対象となる取組内容 P5

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ ... P5
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準 ... P6～7
申請に必要な書類、申請・問合せ先 P8（裏表紙）

ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「仕事」と子育てや地域活動、介護等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実している状態をいいます。その実現のためには、従来の働き方を見直すことや、時間の使い方の自己管理等を行うことが重要です。そうすることで、個人は充実した生活をおくり、成長しながら働くことができ、企業にとっても社員の力を十分に活用して、持続的に発展することができ、社会全体にも活力が生まれます。



ワーク・ライフ・バランスは 業務見直しのキッカケにつながります

ワーク・ライフ・バランス推進の一環として仕事と家庭の両立支援に取り組むことで、仕事の進め方について見直すキッカケや、人材確保につながる等、企業にとって多くの効果が期待できます。



令和3年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介

【新規認定企業取組内容一覧（認定期間：令和3年10月1日～令和6年9月30日）】

企業名	認定分野	取組内容（抜粋）
(株)イー・ブレイン	子・働	定期的に労使協議会を開催し、社員一人ひとりの声を聞く機会を設けています。育児短時間勤務制度の期間を「3歳に満たない子」から「小学校就学時期」までの延長や、育児目的休暇の創設など仕事と家庭の両立を支援しています。
(株)クリエイティブキャスト	子・地・働	「子連れ可能なコワーキングスペース」を設置し育児と仕事の両立を推進しています。リーダーとメンバーが月1回面談を行う「1on1」や、気軽に状況報告ができる「週報」を行うなど社員の日々の状態を把握しフォローできる体制を整えています。自社会議室で「こどもプログラミング教室」を開催しプログラミングの楽しさを子ども達に体験してもらいました。
(株)アミファ	子・働	コロナ禍で保育園が休園になった時期に、1か月半程度の特別有休を付与し、子育てに専念できるよう支援をしました。コミュニケーションツール用いて社員にアンケートを実施し、意見や課題について経営者と共有し、課題改善や新しい取り組みにつなげています。
石原電業(株)	地・働	芝地区クリーンキャンペーンに積極的に参加し区から表彰を受けました。港区電設防災協力会の会長、事務局を務めるなど地域貢献にも取り組んでいます。毎日社員と経営者が一人一人体調や仕事の状況を話す時間を作り、より良い職場環境を目指しています。

【更新企業（6社） 認定期間：令和2年10月1日から3年間】

企業名	認定分野	企業名	認定分野
(株)クレヴァシステムズ	子・地・介・働	テクダイヤ(株)	子・働
加藤商事(株)赤坂営業所	子・働	扶桑建設(株)新橋支店	働
CMI(株)	子・働	コクドビルエース(株)	地・働
産業保健サービス(株)	子・働	SBクリエイティブ(株)	地・働
(株)ブレイクスルーネットワーク	子・働	(株)スイタ情報システム	子・働
店舗流通ネット(株)	子・介・働	社会保険労務士法人東京労務	子・地・働
(株)レジスト	子・介・働	大島椿(株)	子・介・働
三井倉庫サプライチェーンソリューション(株)	子・働	豊国電気工業(株)	子
(株)アゴラ・ソフト	働	(株)エアコンサービス	子・介
(株)バリューソフトウエア	子・働	(株)八洲電業社東東京営業所	働
(株)日設	働	エルゴテック(株)	子・介
(株)グリーバル	子・地・働	太陽スポーツ施設(株)	働
富士インフォックス・ネット(株)	子・働	(株)菱熱東京支社	働
(株)クララオンライン	子	トラコム(株)	子・働
港シビル(株)	地・働	(株)ワーク・ライフバランス	子・介・働
かたばみ興業(株)	子・介・働	(株)ヒューマンシステム	子・地・働

子…子育て支援分野、地…地域活動支援分野、介…介護支援分野、働…働きやすい職場環境づくり分野

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定 事業とは

1 認定事業の対象は？

次の要件すべてを満たす中小企業です。

- (1) 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する企業で、常時使用する労働者の数が300人以下の中小企業であること。

※中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業事業主とは

「資本または出資の総額」または「常用労働者数」のいずれかが次に該当する会社または個人の事業主です。

業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本又は出資の額	5000万円以下	5000万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

- (2) 労働基準法第36条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ていること。
(3) 労働関係法令が遵守されていること。
(4) 認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に有していないこと。
(5) その業態が公序良俗に反していないこと。

2 対象となる取組内容は？

- (1) 子育て支援分野(仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる)
(2) 地域活動支援分野(従業員が地域活動等に参加しやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる)
(3) 介護支援分野(仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいる)
(4) 働きやすい職場環境づくり分野(長時間労働の削減等、働きやすい職場づくりを積極的に行っている)
それぞれの取組内容の具体例については5ページをご参照ください。

3 申請の手続きは？

8ページ(裏表紙)「申請に必要な書類」の項目をご覧ください。

4 募集期間や認定までのスケジュールは？

募集期間等については5ページをご覧ください。

5 ワーク・ライフ・バランス認定企業のメリットは？

- (1) 認定企業を広くPRします。
「広報みなと」や男女平等参画情報誌「オアシス」、港区広報番組等において、認定企業を紹介します。
- (2) 契約制度で優遇します。
①入札：工事及び業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価項目に、「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点」が設定されており、加点対象となります。【工事請負契約・業務委託契約:50点のうち1.5点】
②プロポーザル方式による選考：プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業等に認定されている場合、加点対象となります。【一次審査の事務局採点項目の配点の5%】
- (3) 企業のイメージアップにつながります。
「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」を交付します。
社内やホームページに掲げてお客様や就職活動の学生等にPRできます。
また、名刺などに区が提供する認証シンボルマークを入れてPRをすることができます。
- (4) お得な情報をお知らせします。
男女平等参画センターや産業振興センターで行われる、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや講座等の情報をお知らせします。



6 受付窓口は？

札の辻スクエア8階 港区産業・地域振興支援部産業振興課で受け付けます。

※令和4年度から産業振興センターの開設に合わせ、ワーク・ライフ・バランスにかかる区内中小企業への支援を強化し、働きやすい環境整備に関する取組をさらに推進するため、これまで総務課で行ってきた港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業を産業振興課にて行うことになりました。

7 認定期間は？

認定期間は、10月1日から3年間です。なお、認定を受けた翌年度には、フォローアップヒアリングを実施し、認定分野に関する取組状況の確認や、必要に応じてワーク・ライフ・バランス推進のためのアドバイス等を行います。

対象となる取組内容

子育て支援分野

- 安心して子どもを産むことができる環境の整備
- 女性も男性も育児休業が取得しやすい環境の整備
- 子育てしやすいようにするための制度の導入、仕事内容への配慮
- 育児休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

地域活動支援分野

- 企業として地域の子育てを応援するための取組
- 企業として地域活動に貢献するための取組
- 社員が地域活動をするための取組 など



介護支援分野

- 介護休業・介護休暇が取得しやすい環境の整備
- 介護しやすいようにするための制度の導入、仕事内容への配慮
- 介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

働きやすい職場環境づくり分野

- 男女とも働きやすい職場環境・風土づくり
- 働き方の見直しをするための取組
- 女性の活躍推進を図る取組
- 男女とも働きやすい職場にするための人事管理面での配慮
- 男女とも能力開発やキャリア・アップができるようにするための支援 など

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ

推進企業認定の申請書類の準備

申請受付期間 令和4年4月18日(月)～6月30日(木)

事前調査 区が委託する事業者が企業を訪問しヒアリングを行います

内容審査(審査会) 時期:9月中旬予定

認定・認定証交付・広報 ※日程は別途ご連絡いたします。

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準

Q 認定に種類はあるの？

A: 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業では、4つの分野（子育て支援、地域活動支援、介護支援、働きやすい職場環境づくり）それぞれで認定の可否を決定します。

Q 認定の基準はどうなっているの？

A: 認定するための基準は、大きく **1.各分野共通項目** と **2.各分野独自項目** の2種類で構成しています。両方に該当していることが必要です。

1. 各分野共通項目 次の①～⑤をすべて満たしていることが必要です。

- ① 経営者と従業員が一丸となって、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進していること
- ② 従業員が社内制度等を利用しやすい環境とするため、社内において積極的に制度を周知していること
- ③ ワーク・ライフ・バランスに関する社内制度等について、規程が整備され、利用実績（※1）があること
- ④ レベル診断チェックシートのA「既に推進している」が、その分野における全項目のうち4分の1以上満たしていること（※2）
- ⑤ 全労働者のうち、時間外労働が最も多い労働者の1か月当たりの時間外労働時間がおおむね45時間、年間360時間を超えないこと（※3）

※1 ヒアリング時に、利用実績の詳細（例：育児休業等申請書、出勤簿・タイムカード等）を確認します。

※2 ヒアリングの結果、申請していただいた「A」「B」「C」の項目数と区が評価する結果が異なる場合があります。

※3 ヒアリング時に、時間外労働時間の実績の詳細を確認します。

2. 各分野独自項目 分野ごとに定めている基準を満たしていることが必要です。

1 子育て支援分野

基準: 以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。
（「イ」は常時101人以上の従業員を雇用している企業のみ）

- ア 育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たすものとなっていること。
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること。



2 地域活動支援分野

基準: 従業員が、地域活動を港区内において「組織的」かつ「継続的」に行っていること。

Q: 組織的って？

A: ワーク・ライフ・バランスの取組内容を社内報等により広く社内に周知していることをいいます。

Q: 継続的って、どのくらい続けていけばいいの？

A: 区では、次のように基準を定めています。（ア）～（エ）のいずれかに該当していることが必要です。

主催別	継続期間	(例)
(ア) 港区が主催する事業に参加している場合	おおむね2年間にわたり、年2回以上事業に参加していること。	・「みなとタバコルールキャンペーン」に参加
(イ) 港区内の町会・自治会、PTA、非営利活動法人その他の地域活動団体が主催する事業に参加している場合	おおむね2年間にわたり、年2回以上事業に参加していること。	・町会が行っているお祭りで遊具を提供
		・PTA連合会が主催する事業に参加し、自社の商品を提供
		・NPOが主催する学校の放課後事業で、物品を参加者に提供
(ウ) 企業独自の地域活動(地域貢献を伴うもの)を行っている場合	月1回程度、1年以上行っていること。	・資源回収を兼ねた清掃活動の実施
		・使用済切手等の収集・寄付
(エ) 前記(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、活動の継続性において、当該取組と同等又は同等以上のものであると認められる取組		

3 介護支援分野

基準: 介護休業制度、介護休暇制度、介護のための短時間勤務制度、介護のための所定外労働の制限に関して、就業規則等に規定している内容が育児・介護休業法の法定基準を下回っていないこと。

4 働きやすい職場環境づくり分野

基準: 従業員の賃金、職場配置、採用状況について、男女で格差が生じていないこと。